⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に建設業法に基づき配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任(監理)技術者は専任で配置)。なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理）技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。(工事現場が稼動している期間は、平成26年６月から平成27年３月までを予定)

１）主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

２）監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

３）主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（電気通信工事業）に係る資格を有すること。

４）主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)

求める実績１　遠方の中央監視制御設備から、ＨＤＬＣ又は、ＴＣＰ／ＩＰの伝送手順による制御監視が可能な、公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備について、機器の設置及び試験調整を実施した工事

求める実績２　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

①　料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

②　自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

⑹　主要機器等

①　当該工事における主要機器の製造予定業者は、平成10年度以降に下記に示す主要機器又は同種機器の納入実績を有すること。

㈠　主要機器　「可変式道路情報板設備標準仕様書　中日本高速道路株式会社」による可変式道路情報板設備

㈡　同種機器　遠方の中央監視制御設備から、ＨＤＬＣ又は、ＴＰＣ／ＩＰの伝送手段による制御監視が可能な、公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）として設置されたＬＥＤを用いた可変式の屋外表示設備

②　当該工事の主要機器における保守技術支援体制が有ること。主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　技術提案に関する事項

⑴　技術提案の仕組み　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する工事目的物の機能、性能等を低下させずにイニシャルコストを低減する提案を入札参加希望者から受け付け、その提案が発注者の事前審査で採用された場合、当該提案を行った入札参加希望者はその提案を基に入札することができる方式とする。

なお、技術提案で指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、具体な内容は入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「標準案」という。)によるものとする。

⑵　技術提案資料　指定する工事目的物は工事材料及び製作する機器とし、標準案によるものとする。本工事を標準案と比較して経済的であり、かつ、標準案と同等以上の機能、性能等を有する工事材料及び機器で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案資料を提出すること。なお、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思があるときは、技術提案資料においてその意思を表示すること。また、技術提案を提出せずに標準案に基づいて施工しようとする場合には、技術提案資料にその旨記載し提出すること。

⑶　技術提案の採否　技術提案の採否については、提案された工事材料及び機器の機能、性能等を総合的に評価して行うものとし、その審査結果は競争参加資格確認結果にあわせて通知する。なお、競争参加資格確認結果の通知において、技術提案による競争参加資格確認を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、技術提案による競争参加資格確認を認められなかった者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

４　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標　工事目的物の保証に関する事項の保証条件等、工事目的物の性能・機能に関する事項の保守体制及び機器等の維持管理性向上、工事目的物の品質管理に関する事項の品質管理体制及び品質管理・品質向上の創意工夫、社会的要請への対応の環境に配慮した機器の使用を評価項目とする。評価項目を達成するため、「無償修理保証期間及び保守部品の供給保証期間」・「派遣技術者の常駐場所から当該機器の保守拠点までの派遣に要する時間」・「機器等の維持管理性向上」・「品質管理体制」・「品質管理・品質向上の創意工夫」・「環境への配慮」を評価指標とする。